SMTAM

ご参考資料
2019.4

分配金って何だろう？

三井住友トラスト・アセットマネジメント

目　次

- 分配金って何ですか？ ･･････････････････････････････ 2
- 分配金が多いファンドが、運用成績の良いファンドですか？ ････ 3
- 分配金はどのように決定されるのですか？ ･･････････････････ 4
- 分配対象額はどのような仕組みになっているのですか？ ･･････ 5
- ファンドの分配対象額はどうやって確認できますか？ ････････ 7
- 分配対象額（分配原資）が多いファンドが良いファンドですか？ ･･･ 8
- 『普通分配金』と『元本払戻金（特別分配金）』って何ですか？ ･･･ 9
- ファンドの運用成績はどうやって確認できますか？ ･････････ 13

当資料の14ページにご留意事項を記載しておりますので必ずご覧ください。

分配金って何ですか?

決算の結果、その収益の一部を投資家に還元することを「分配」といい、そのときに支払われるお金が分配金です。
分配金は投資信託の純資産から支払われます。そのため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
一方、**預貯金の利息**は、預けた元本の一部から支払われているわけではないので、利息の支払いによって元本が減ることはありません。

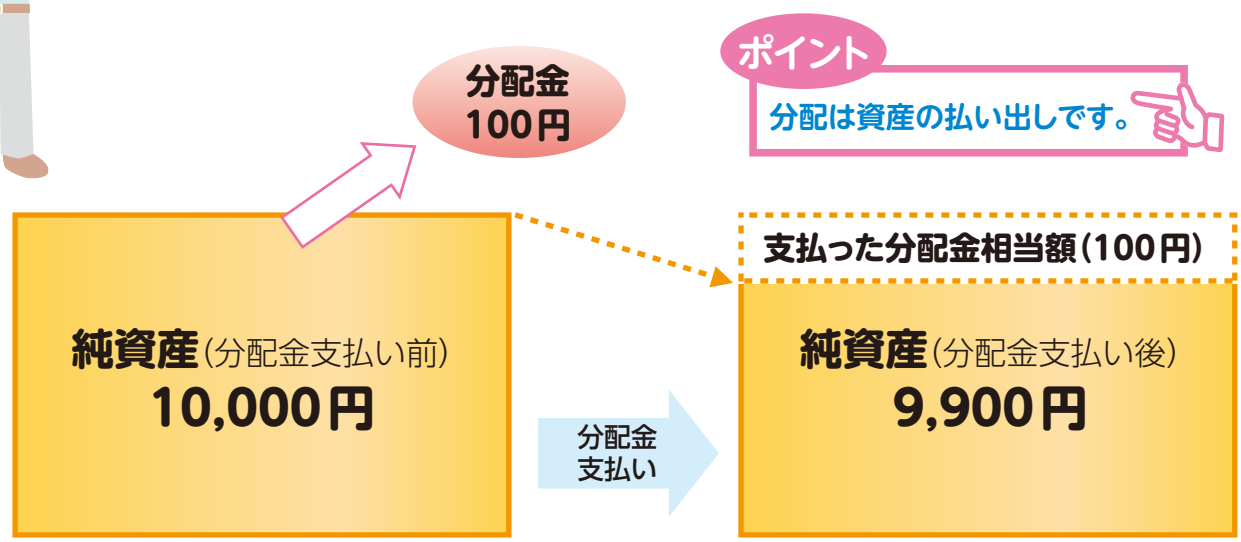

基準価額の推移(イメージ)

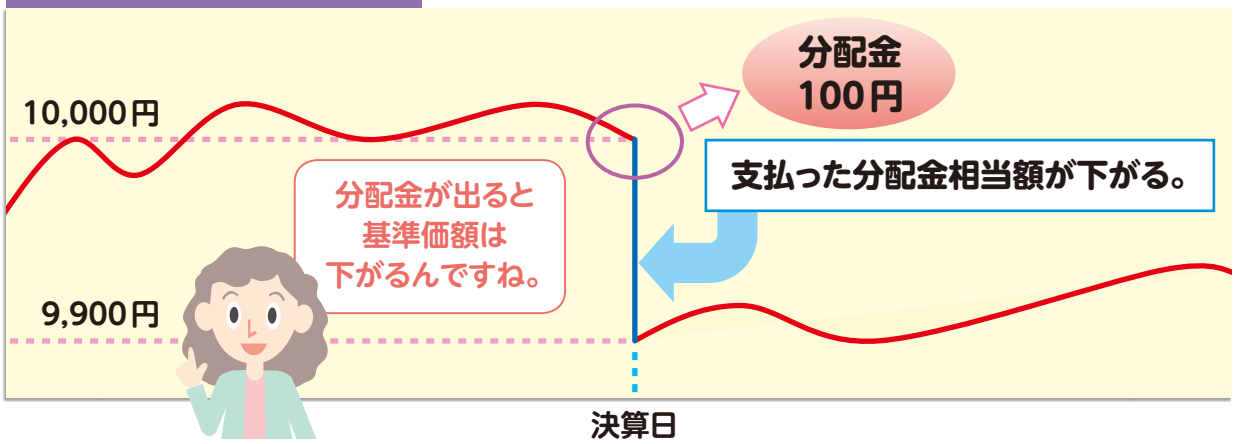

分配金と預貯金の利息の主な違い

	分配金	預貯金の利息
事前の受取額の約束	受取額は、確定していない。	事前に受取額が確定している。
運用期間と受取額の関係	運用期間に関係なし(決算日に受益者であることが必要)。	預入期間に応じて、利率が適用される。
受取額	保有口数に対して、口数あたりの分配金額をかけたもの。	預入金額に対して、利率をかけたもの。

当資料の14ページにご留意事項を記載しておりますので必ずご覧ください。

分配金が多いファンドが、運用成績の良いファンドですか?

分配金を多く出すファンドが必ずしも運用成績が良好というわけではありません。
トータルリターン(基準価額の増減＋受取分配金)に着目する必要があります。

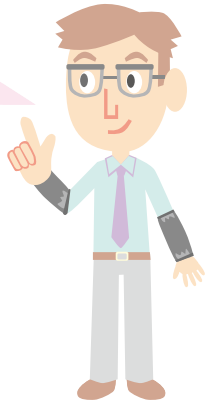

ポイント

運用成績は、トータルリターンで考えましょう。

	購入時点の基準価額	受取分配金合計	1年後の基準価額
ファンドA	10,000円	1,200円	10,300円
ファンドB	10,000円	1,800円	7,200円

ファンドA

購入時点の基準価額10,000円、毎月の分配金 **100円** を1年(12カ月)継続し、
1年後の基準価額が10,300円であった場合。

運用損益 ＝(評価時点の基準価額－購入時点の基準価額)＋受取分配金合計
＝(10,300円－10,000円)＋(**100円** ×12)
＝**1,500円**

年間トータルリターン(%) ＝(運用損益÷購入時点の基準価額)×100
＝(1,500円÷10,000円)×100
＝**15%**

ファンドB

購入時点の基準価額10,000円、毎月の分配金 **150円** を1年(12カ月)継続し、
1年後の基準価額が7,200円であった場合。

運用損益 ＝(評価時点の基準価額－購入時点の基準価額)＋受取分配金合計
＝(7,200円－10,000円)＋(**150円** ×12)
＝**▲1,000円**

年間トータルリターン(%) ＝(運用損益÷購入時点の基準価額)×100
＝(▲1,000円÷10,000円)×100
＝**▲10%**

分配金と基準価額の両方で考えないといけないんですね。

＊税金等、諸費用は考慮していません。
＊上記はイメージであり、分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

当資料の14ページにご留意事項を記載しておりますので必ずご覧ください。

分配金はどのように決定されるのですか？

分配金が支払われるかどうか、支払われる場合に金額がいくらかになるかは、投資信託を運用している運用会社が分配方針に基づいて分配対象額の範囲内で決定します。分配対象額は、投資信託協会の『投資信託財産の評価および計理等に関する規則』でその計算方法が定められており、「当期に発生した利益」だけでなく、「設定来の留保収益等」も含まれています。

	項　　目	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
①	(A) 配当等収益額(費用控除後)	149,624,900	170,177,618	167,078,861	139,868,952	127,481,680	126,115,075円
②	(B) 有価証券売買等損益額(費用控除後・繰越欠損金補填後)	－	－	53,259,926	270,748,998	－	－円
③	(C) 収益調整金額	2,269,129,650	2,364,812,190	2,318,333,661	2,003,205,337	1,976,179,952	2,112,554,662円
④	(D) 分配準備積立金額	73,343,783	51,499,183	39,408,734	66,564,895	291,338,525	257,522,820円
	(E) 分配対象収益額(A+B+C+D)	2,492,098,333	2,586,488,991	2,578,081,182	2,480,388,182	2,395,000,157	2,496,192,557円
	(F) 期末残存口数	13,031,866,843	13,528,482,903	13,191,139,285	11,304,375,305	10,965,582,918	11,498,573,590口
	(G) 収益分配対象額(1万口当たり)(E/F×10,000)	1,912.31	1,911.88	1,954.40	2,194.18	2,184.10	2,170.87円
	(H) 分配金額(1万口当たり)	130	130	130	130	130	130円
	(I) 収益分配金金額(F×H/10,000)	169,414,268	175,870,277	171,484,810	146,956,878	142,552,577	149,481,456円

分配対象額とは、分配金の支払いに充てることができる金額のことです。具体的には以下の４つの項目の合計が分配対象額となります。

①「配当等収益」(費用控除後)

ファンドが保有する債券の利息や株式、REITの配当金等の合計額(インカムゲイン)から信託報酬等の費用を控除したものです。

②「有価証券売買等損益」(費用控除後・繰越欠損金補填後)

ファンドが保有する有価証券等の価格変動や外貨建て資産の為替レート変動に基づき生じた評価損益および有価証券等の売買損益の合計額(キャピタルゲイン)から信託報酬等の費用を控除したものです。

ただし、費用控除後の「有価証券売買等損益」がプラスの場合でも、繰越欠損金を補填(穴埋め)しないと分配対象額に加算することはできません。当期の有価証券売買等損益がマイナスの場合は繰越欠損金として計上します。プラスの場合は、前期までの繰越欠損金を補填し、繰越欠損金を解消したあとでなければ分配することができません。

③「収益調整金」=「追加信託差損益金」

追加設定に伴い、既存受益者の分配対象額が希薄化しないようにするための調整金です。新たな投資家(受益者)が投資信託を購入(追加設定)することによってファンドの元本(口数)が増加すると、口数あたりの「配当等収益」「有価証券売買等損益」「分配準備積立金」は減少します。そこで、追加設定後の口数あたりの分配対象額が追加設定前と同額になるように、追加設定時の払込金額の一部を計上する勘定項目です。したがって、収益調整金はファンドの運用により得られた収益ではないことに留意が必要です。

④「分配準備積立金」

上記①②のうち、決算時に分配せずファンド内に留保した利益を積み立てたものです。設定来の「配当等収益」と「有価証券売買等損益」が基になっており、全額が分配可能です。

収益分配対象額は①～④を合計した金額です。

「分配金=運用益」っていうわけではないんですね。

分配対象額はどのような仕組みになっているのですか?

分配対象額は以下の四つの勘定で構成されます。

配当等収益 | 有価証券売買等損益 | 収益調整金 | 分配準備積立金

配当等収益　有価証券売買等損益　収益調整金　分配準備積立金

「配当等収益」「有価証券売買等損益」は、信託報酬等の経費控除後のものが分配対象額となります。信託報酬等の経費は、「配当等収益」と「有価証券売買等損益」で按分して控除されます。
経費控除前の配当等収益の水準や経費が同じであっても、分配対象額に算入される「経費控除後の配当等収益」の金額が違う場合があります。信託報酬等の経費が、「配当等収益」と「有価証券売買等損益」で按分して控除されているためです。

経費は、収益毎に按分されるんですね。

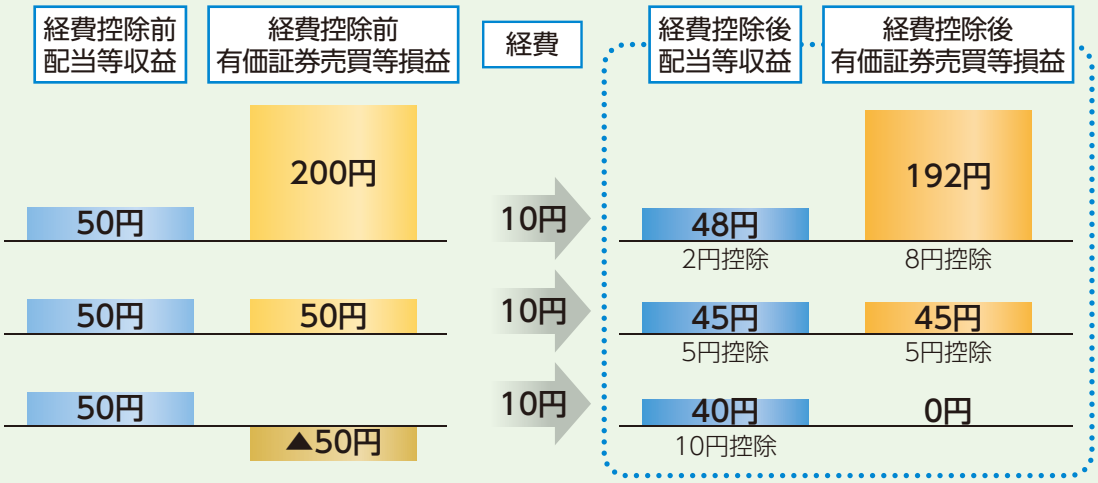

配当等収益　有価証券売買等損益　収益調整金　分配準備積立金

「有価証券売買等損益」は、売買による実現利益と、評価損益です。「有価証券売買等損益」は、繰越欠損金が解消されないと分配対象額に加算されません。
繰越欠損金がある場合には、計算期間中の「有価証券売買等損益」がプラスでも、繰越欠損金を補てんし、これが解消されないと分配対象額に加算することはできません。

繰越欠損金＞有価証券売買等損益
繰越欠損金が解消されないため、分配対象額に加算されません。

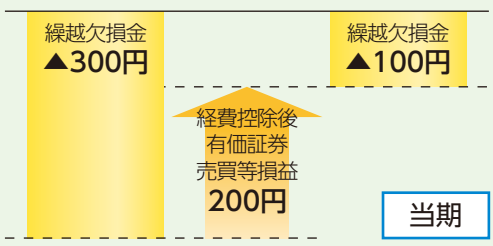

繰越欠損金＜有価証券売買等損益
繰越欠損金が解消され、これを上回った部分が、分配対象額に加算されます。

例の場合、2決算期において、有価証券売買等損益が一緒であっても、当期は分配対象額に加算されず、翌期は加算されることになります。

売買益が分配原資になるのは、過去の損失の埋合せができてからなんですね。

配当等収益　有価証券売買等損益　**収益調整金**　分配準備積立金

「収益調整金」は、追加設定により収益とみなされた調整金の設定来の累積です。
追加設定によって既存受益者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられた勘定を「収益調整金」といいます。追加設定金額の一部を「収益調整金」とすることで、1万口当たりの分配対象額が減少しないよう調整します。

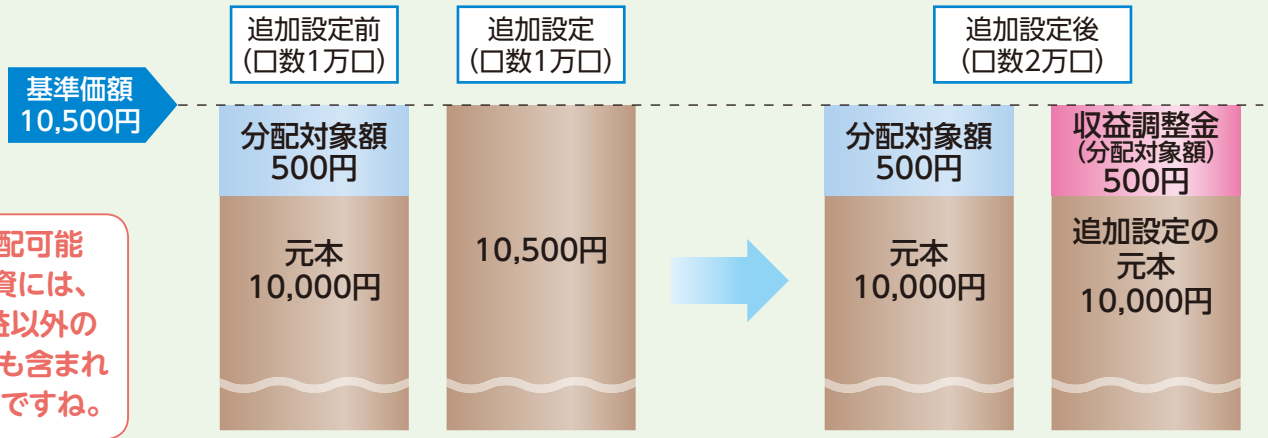

分配可能原資には、利益以外のものも含まれるんですね。

1万口当たりの元本　＝ 10,000円
1万口当たりの分配対象額 ＝ **500円**

1万口当たりの元本＝(10,000＋10,000)÷2＝10,000円
1万口当たりの分配対象額＝(500円＋500円)÷2＝**500円**

追加設定によって1万口当たりの分配対象額は増減しません。

配当等収益　有価証券売買等損益　収益調整金　**分配準備積立金**

「分配準備積立金」は、分配されずに留保された収益の設定来の累積です。
当期の配当等収益や売買益(評価益を含む)のうち、当期の分配金に充当しなかった部分を「分配準備積立金」といいます。「分配準備積立金」は、翌期以降の分配金に充当することができます。

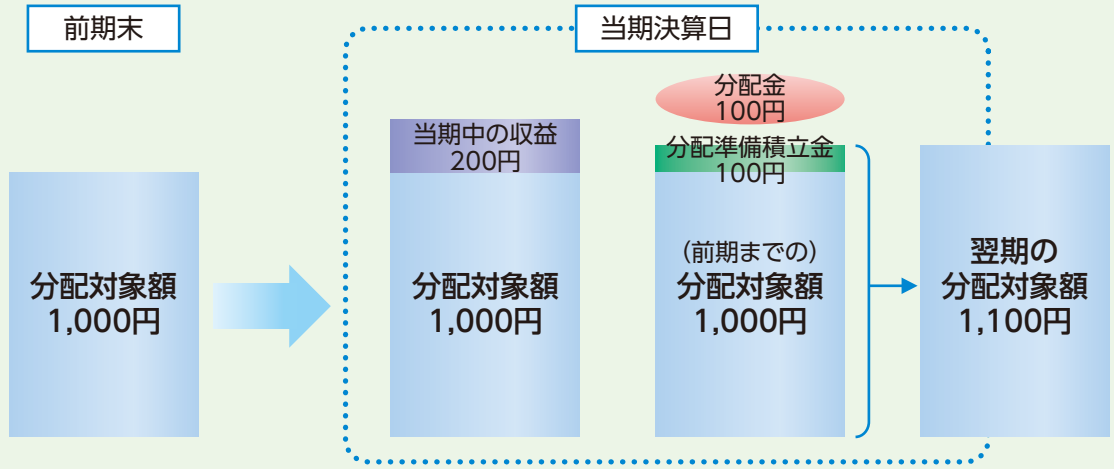

分配準備積立金が、過去の収益の蓄えなんですね。

ファンドの分配対象額はどうやって確認できますか？

決算を迎える毎に（毎月決算型は６カ月に一回）、作成する運用報告書（全体版）で確認できます。

■資産、負債、元本および基準価額の状況

項目	第21期末 2011年12月20日現在	第22期末 2012年1月20日現在	第23期末 2012年2月20日現在	第24期末 2012年3月21日現在	第25期末 2012年4月20日現在	第26期末 2012年5月21日現在
(A) 資産	11,997,496,179円	13,099,222,560円	13,754,467,286円	12,131,526,994円	11,038,558,487円	10,535,144,740円
コール・ローン等	540,652,238	630,382,939	642,967,685	722,713,131	543,456,087	527,110,278
投資信託受益証券(評価額)	11,456,02[illegible]	[illegible]024,162	13,010,684,123	[illegible]	10,494,286,973	10,007,218,[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
(C) 純資[illegible]	[illegible]997,001,744	12,695,510,[illegible]	[illegible]	11,616,621,169	[illegible]	[illegible],304,575
元本	13,031,866,843	13,528,482,903	13,191,139,285	11,304,375,305	10,965,582,918	11,498,573,590
次期繰越損益金	△1,394,865,099	△832,966,860	13,174,791	312,245,864	△252,459,440	[illegible]
④ (D) 受益権総口数	13,031,866,843口	13,528,482,903口	13,191,139,285口	11,304,375,305口	10,965,582,918口	11,498,573,590口
1万口当たり基準価額(C/D)	8,930円	9,384円	10,010円	10,276円	9,770円	8,935円

△1,225,069,015
11,498,573,590口 ④
8,935円

■損益の状況

項目	第21期 自 2011年11月22日 至 2011年12月20日	第22期 自 2011年12月21日 至 2012年1月20日	第23期 自 2012年1月21日 至 2012年2月20日	第24期 自 2012年2月21日 至 2012年3月21日	第25期 自 2012年3月22日 至 2012年4月20日	第26期 自 2012年4月21日 至 2012年5月21日
(A) 配当等収益	164,825,549円	174,103,064円	170,403,600円	145,633,310円	142,759,638円	141,303,971円
受取配当金	164,801,810	174,082,605	170,367,824	145,589,566	142,733,708	141,277,285
受取利息	23,739	20,459	35,776	43,744	25,930	26,686
(B) 有価証券売買損益	△40,642,763	600,416,692	790,530,444	281,908,769	△512,133,064	△905,979,258
売買益	989,838	614,700,008	851,536,940	341,216,192	37,882,635	15,907,122
売買損	△41,632,601	△14,283,316	△61,006,496	△59,307,423	△550,015,699	△921,886,380
(C) 信託報酬等	△15,200,652	△17,461,956	△18,752,096	△16,924,129	△15,277,961	△15,188,897
(D) 当期損益金(A+B+C)	108,982,134	757,057,800	942,181,948	410,617,950	△384,651,387	△779,864,184
(E) 前期繰越損益金	△1,368,829,330	△1,374,411,410	△682,434,427	66,564,895	291,338,525	△219,861,922
(F) 追加信託差損益金	34,396,365	△39,742,973	△75,087,920	△17,980,103	△16,594,001	△75,861,453
(配当等相当額)	(2,269,129,650)	(2,364,812,190)	(2,318,333,661)	(2,003,205,337)	(1,976,179,952)	(2,112,554,662)
(売買損益相当額)	(△2,234,733,285)	(△2,404,555,163)	(△2,393,421,581)	(△2,021,185,440)	(△1,992,773,953)	(△2,188,416,115)
(G) 計 (D+E+F)	△1,225,450,831	△657,096,583	184,659,601	459,202,742	△109,906,863	△1,075,587,559
(H) 収益分配金	△169,414,268	△175,870,277	△171,484,810	△146,956,878	△142,552,577	△149,481,456
次期繰越損益金(G+H)	△1,394,865,099	△832,966,860	13,174,791	312,245,864	△252,459,440	△1,225,069,015
追加信託差損益金	34,396,365	△39,742,973	△75,087,920	△17,980,103	△16,594,001	△75,861,453
① (配当等相当額)	(2,269,129,650)	(2,364,812,190)	(2,318,333,661)	(2,003,205,337)	(1,976,179,952)	(2,112,554,662)
② (売買損益相当額)	(△2,234,733,285)	(△2,404,555,163)	(△2,393,421,581)	(△2,021,185,440)	(△1,992,773,953)	(△2,188,416,115)
③ 分配準備積立金	53,554,415	45,806,524	88,262,711	330,225,967	276,267,628	234,156,439
繰越損益金	△1,482,815,879	△839,030,411	—	—	△512,133,067	△1,383,364,001

「売買損益相当額」がマイナスの場合には、「配当等相当額」のみが対象となり、「売買損益相当額」は、0円として計算します。

△75,861,453
(2,112,554,662) ①
(△2,188,416,115) ②
234,156,439 ③

分配対象額（分配金支払後）

＝（追加信託差損益金*＋分配準備積立金）÷受益権総口数×10,000

＊「追加信託差損益金＝配当等相当額＋売買損益相当額」です。ただし、売買損益相当額がマイナスの場合は、配当等相当額のみが対象となり、売買損益相当額は０円として計算します。
＊追加信託差損益金が「収益調整金」に相当します。

(①＋②＋③)÷④×10,000≒ **2,040.87**

① 2,112,554,662円
② 0円
③ 234,156,439円
④ 11,498,573,590口

運用報告書ってあんまり見たことなかったけど、分配金のことも書いてあるんですね。

分配対象額（分配原資）が多いファンドが良いファンドですか？

分配対象額（分配原資）とは、投資信託協会のルールに定められた分配金の計算方法に基づく考え方です。
お客様の資金の運用目的や投資に対する考え方として、一定の分配金を安定的に受け取りながら特定の資産に投資したいというような場合には、分配水準の継続性という観点から分配対象額の水準が重要な場合もあります。
一方で、決算で計上した分配対象額は基準価額の下落によって減少するわけではなく、分配対象額の多い少ないがファンドの運用成績を示すものではないことに留意が必要です。

ポイント

「分配対象額がいくらあるか?」というのは、分配金の支払余力を測る尺度に過ぎず、ファンドの運用成績を示すものではありません。

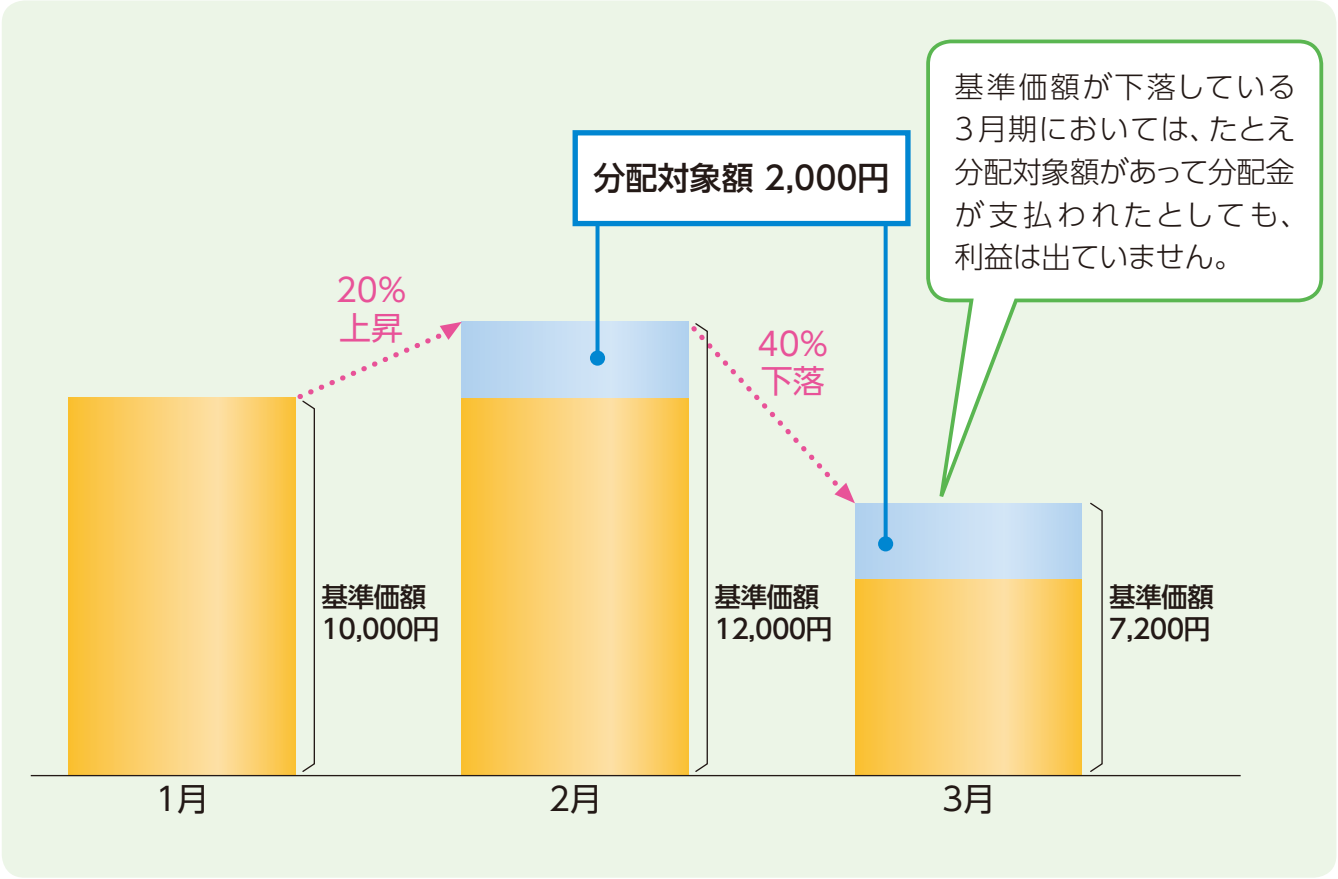

「多い分配原資=良いファンド」っていうわけではないんですね。

『普通分配金』と『元本払戻金（特別分配金）』って何ですか？

課税されるのは、お客様毎の『**個別元本**』を上回った部分から支払われる分配金に対してのみです。このような分配金を『**普通分配金**』といいます。
一方で「個別元本」を下回った部分から支払われる分配金は、実質的に投資元本の払戻しとみなされるため課税されません。このような分配金を『**元本払戻金（特別分配金）**』といいます。

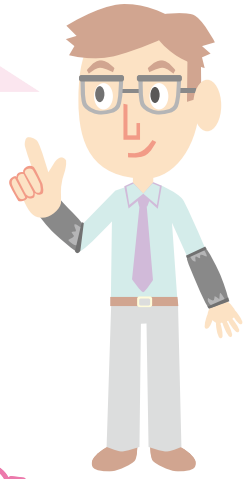

ポイント

課税の対象となるのは、お客様毎の個別元本を上回る部分から支払われる分配金（普通分配金）のみです。投資元本の払戻しとみなされる分配金（特別分配金）は課税の対象になりません。

用語解説

● 普通分配金

受益者毎の「個別元本」を上回った部分から支払われる分配金を普通分配金といいます。投資信託から得た収益にあたりますので課税対象となります。

● 元本払戻金（特別分配金）

受益者毎の「個別元本」を下回った部分から支払われる分配金のことをいいます。実質的に投資元本の払戻しとみなされるため、課税されません。

● 個別元本

追加型投資信託における受益者の課税上の購入価額をいいます。実際には、各受益者毎の投資信託の取得価額（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません）をいいます。また、受益者が同一の投資信託を複数回取得した場合、個別元本は受益者が追加投資を行う都度、受益者の（保有）口数で加重平均することにより算出されます。

分配金に税金がかかるかどうかは、投資家毎の『個別元本』を基準に決まるんですね。

次のページからの３つのパターンで、分配金に課税されるケースと課税されないケースを確認してください。

パターン1

普通分配金となるケース

分配金のうち、個別元本を上回る部分から支払われた金額は「普通分配金」となり、課税対象となります。
下の例の場合、支払われた分配金500円は個別元本10,000円を上回る部分から支払われているため、すべて普通分配金となり、課税対象となります。

①分配金支払前の個別元本10,000円　②分配金支払前の基準価額11,000円
③支払われた分配金500円
④普通分配金500円（課税対象）
⑤分配金支払後の基準価額10,500円　⑥分配金支払後の個別元本10,000円

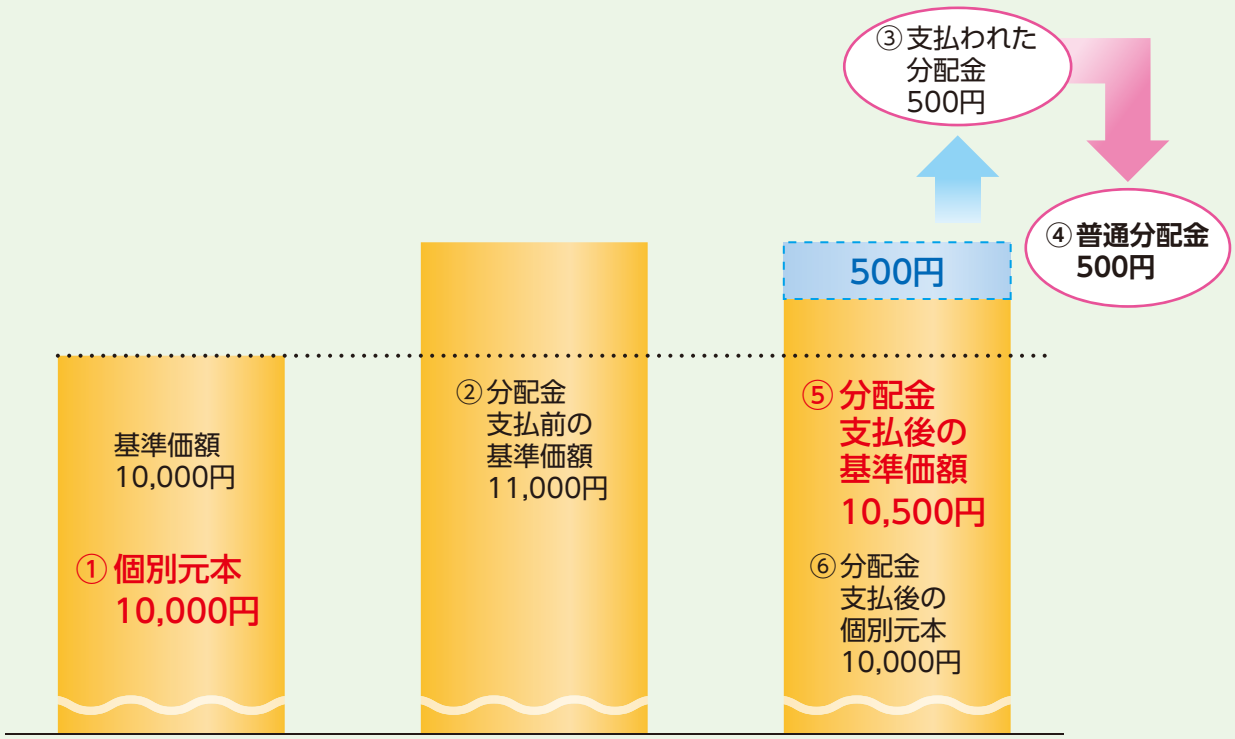

個別元本を上回った部分から分配金が出てるから税金がかかるんですね。

パターン2

元本払戻金（特別分配金）となるケース

分配金のうち、個別元本を下回る部分から支払われた金額は、「元本払戻金（特別分配金）」となり、実質的に投資元本の払戻しとみなされるため、課税されません。下の例の場合、支払われた分配金500円は個別元本10,000円を下回る部分から支払われているため、すべて元本払戻金（特別分配金）となり、課税されません。

①分配金支払い前の個別元本10,000円　②分配金支払い前の基準価額10,000円
③支払われた分配金500円
④元本払戻金（特別分配金）500円（課税対象外）
⑤分配金支払後の基準価額9,500円　⑥分配金支払後の個別元本9,500円

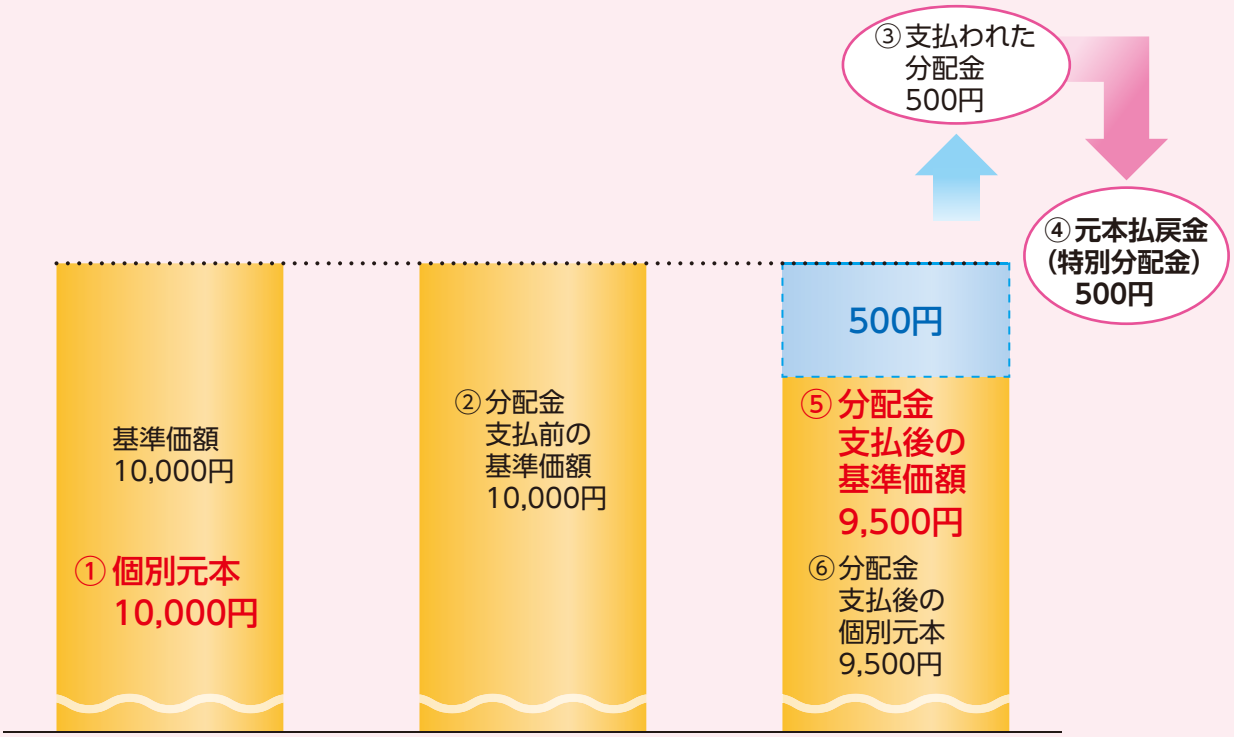

投資元本の払出しとみなされるケースの例ですね。

パターン3

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）となるケース

分配金のうち、個別元本を上回る部分から支払われた金額は「普通分配金」、個別元本を下回る部分から支払われた金額は「元本払戻金（特別分配金）」となります。そのため、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」の両方に該当する場合があります。
下の例の場合、支払われた分配金750円のうち、個別元本10,000円を上回る部分から支払われた500円については普通分配金となり、課税対象となります。一方、個別元本10,000円を下回る部分から支払われた250円については元本払戻金（特別分配金）となり、課税されません。

①分配金支払前の個別元本10,000円　②分配金支払前の基準価額10,500円
③支払われた分配金750円
④-1 普通分配金500円（課税対象）　④-2 元本払戻金（特別分配金）250円（課税対象外）
⑤分配金支払後の基準価額 9,750円　⑥分配金支払後の個別元本 9,750円

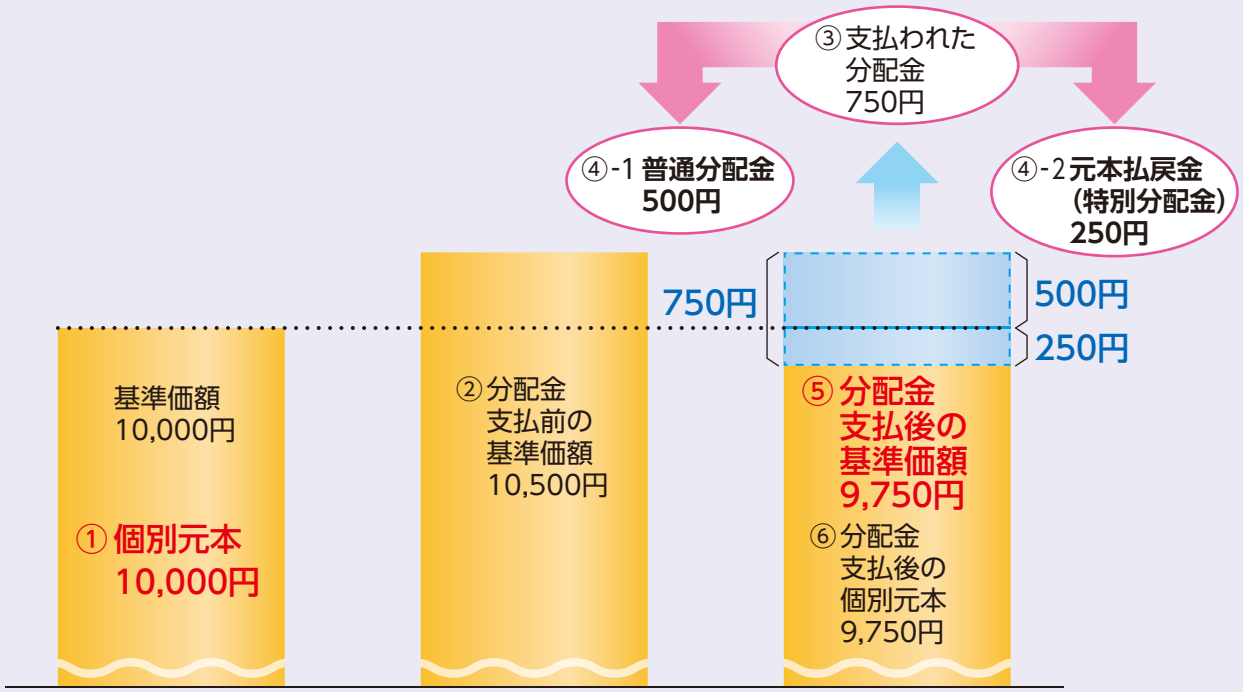

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）が両方出るケースもあるんですね。

ファンドの運用成績はどうやって確認できますか?

分配金がたくさん出ていても、基準価額がそれ以上に下落していれば運用成績としては良いとは言えません。ファンドの運用成績の良い悪いは受取分配金の総額と基準価額の増減のトータルで考えるべきです。
保有ファンドの運用損益は、2014年12月より開始されたトータルリターン通知制度※により確認することができます。
また、ファンドのおおよその運用成績は、月次レポート等の「分配金再投資基準価額」で知ることができます。
※トータルリターン通知制度の詳細は14ページをご覧ください。

ポイント

運用成績の確認は、「分配金再投資基準価額」で。

基準価額の推移

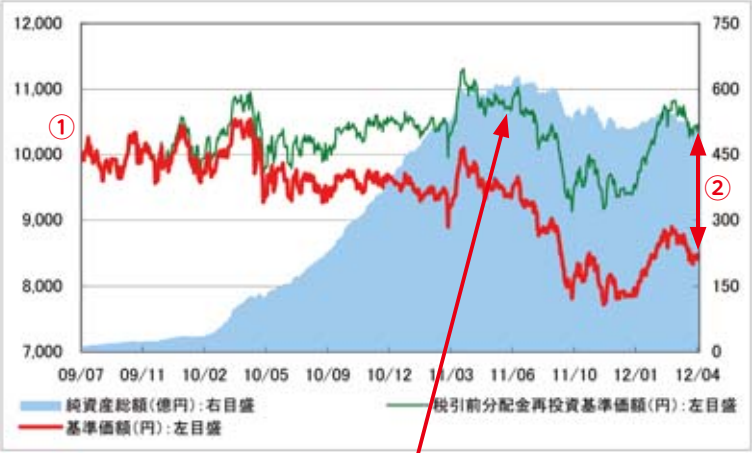

※ データは、当初設定日から作成基準日までを表示しています。
※ 税引前分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。
※ 基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額、純資産総額

	当月末	前月末比
基準価額	8,456 円	− 191 円
純資産総額	50,536 百万円	− 1,766 百万円

期間別騰落率

	騰落率
1ヶ月	−1.45%
3ヶ月	5.78%
6ヶ月	4.70%
1年	−6.30%
3年	−
設定来	4.37%

※ 騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

設定来の分配金再投資基準価額の推移です。

一定の期間の分配金再投資基準価額ベースの運用成績(騰落率)です。

分配金が支払われる都度、それに相当する金額分基準価額が減少した結果、設定時点①では同じであった「基準価額」と「分配金再投資基準価額」は、分配を行うことによって時間の経過とともに、大きく乖離②していることが分かります。

月次レポートの最初のページのグラフですね。グラフでみると分かりやすいですね。

※投資信託のトータルリターン通知制度

2014年12月1日から「元本の払戻しを伴う多頻度の分配型商品の全体的な得失を理解できる仕組み」として、投資信託のトータルリターン通知制度が開始され、販売会社は投資家に対し年1回以上トータルリターン*を通知することが義務付けられました。
この通知に伴い、投資家は販売手数料・信託報酬等のコストを考慮後の得失を明瞭に把握できるようになりました。

*トータルリターン(運用損益)の算出方法

①現在の時価評価額 − ②現在までの累計投資金額 ＋ ③現在までの累計受取金額

①現在の時価評価額:現在の残高口数に、同日の解約価額※を乗じて算出。
②現在までの累計投資金額:ご購入時にお支払いいただいた金額(購入手数料・消費税等を含む)。
③現在までの累計受取金額:解約、償還、分配(源泉徴収後)等により、お客さまが受け取られた金額の合計。
※基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額。

詳細は販売会社までお問い合わせください。

【ご留意事項】

- 当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが投資判断の参考となる情報提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。

◆設定・運用は

三井住友トラスト・アセットマネジメント

商　　号　三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第347号
加　入　協　会　一般社団法人投資信託協会
　　一般社団法人日本投資顧問業協会

UD FONT